

# 第2次築上町総合計画 後期基本計画 振り返りシート

資料2-2

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考			
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)					
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方				
1 笑顔あふれるふれあいのまちづくり	1 地域自治	① 自治組織の強化	①-1	●地域の实情にあわせ、自治会をはじめとした地域組織の活動拠点となっている各施設の修繕などを計画的に行い、環境整備を進めます。	○	・学習等供用施設及び集会所等を指定管理により運営しており、修繕等必要な際は指定管理者と連携して適宜対応している。地域の核となる集会所の修繕をし、地域の憩いの場を蘇らせることで、健康増進に繋げている。 ・集会所運営費として光熱費を補助し、地域のコミュニケーションを形成し、住民の健康的で文化的な生活の向上に寄与している。 ・まちづくり課所有の公民館については、築上町自治会公民館及び集会所等の設置及び管理に関する補助金により修繕を支援し、平成29年度以降に2件の修繕を行った。	○	・計画的な修繕を行っているよう指定管理者と連携の上、適宜対応を行っていく方針。				
				①-2		●まちづくり推進交付金の交付などにより自治会の自立促進に向けた活動に対する支援を行います。		○		・まちづくり推進交付金の交付により自治会活動を支援してきたが、自治会の自立にはまだ至っていない。 ・交付金制度の見直しを行い、地域活動の継続や活性化に向けた支援を行うことができた。	△	まちづくり推進交付金による自治会活動支援は活動の継続や活性化に一定の効果がみられたことから、引き続き制度を活用し支援を継続する。
				①-3		●今後の人口減少社会を見据え、校区コミュニティの編成など自治会活動のできる組織のあり方を検討し、モデル地区による検証を進めます。		×		地域間の事情の違い等から検討体制の構築やモデル地区の設定に至らず、十分に取り組むことができなかった。このため、具体的な検証は実施できず、成果も得られていない。	△	これまでの未実施要因を整理した上で、段階的に取組手法を検討する。無理なモデル化は行わず、既存組織の活用を基本に、実現可能な自治会活動のあり方を模索する。
		② さまざまな人の活躍と交流の場づくり	②-1	●地域活動拠点を中心に、住民が日常的にふれあい、交流できる場を充実させ、幅広い世代の住民がともにつながり、地域活動へ参加する機会を拡大する。	○	・まちづくり推進交付金に新たに通いの場加算を創設し、財政的支援や立ち上げ支援を行い、地域住民を中心とした交流の場作りを推進した。 ・集会所などの修繕において財政的支援を行うことで施設の維持、改善につなげることで交流の場の維持につなげることができた。 ・認知症の方や家族が気軽に集う場として、認知症カフェ（オレンジカフェきづき）を実施し、交流の場を設けた。	◎	・引き続きまちづくり推進交付金による財政的支援や設置増に努める。 ・集会所などに対して、計画的な修繕を行っているよう適宜対応を行っていく。 ・認知症カフェ(オレンジカフェきづき)の継続的な運営と事業の充実を努める。				
				②-2		●年代を問わず幅広い世代の住民が参加し、交流できるイベントの充実を図ります。		△		・生涯学習として、青少年育成町民会議と共催でこどもも大人も対象とした体験型の講演会や、親子を対象としたミニコンサートを開催し世代間の交流につなげた。 ・一方で、世代間交流を目的とした新たなイベントの企画・実施には、現時点で至っていない。	△	・生涯学習の目的で、参加対象者に工夫を凝らしたイベントなどの開催で世代間交流につなげていく ・町が主体となった世代間交流を目的とする新イベントは、世代にかかわらず、住民の交流イベントについて模索する必要がある。
				②-3		●地域住民と子どもとの交流活動を促進し、地域で子どもを守り、育てる環境をつくります。		○		・全小中学校区において地域学校協働活動推進員を委嘱しており、地域人材による各学校への授業支援のほか、全町での登下校見守り活動、校区を超えた清掃活動等、様々な取組を行い、子どもたちの健全育成、教師の働き方改革及び地域住民の生きがいや大人どうしの繋がりに効果があった。	○	・地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援活動等は、今後も継続して事業推進していくことが望ましいと考える。
		③ 地域の人材育成	③-1	●住民が地域コミュニティに負担なく、気軽に参加しやすいように、場所の提供やきっかけづくりを支援することで、住民のまちづくりへの関心を高め、地域の担い手となる人材の育成につなげます。	○	・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を通じて地域住民の参画を促進し、学校と地域が連携した活動を推進することで、地域づくりへの関心醸成と担い手の育成につながる取組を進めた。 ・集会所などの修繕において財政的支援を行うことで施設の維持、改善につなげることで交流の場の維持につなげることができた。	○	・地域住民が主体的にまちづくりに関わることができる環境づくりを推進するため、学校と地域が連携した取組や地域活動団体への支援を継続する。 ・住民が気軽に参加できる機会の創出や情報発信の充実を図り、持続可能な地域コミュニティの形成と担い手の育成につなげていく。 ・集会所などの計画的な修繕を行っているよう適宜対応を行っていく。				

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
1 笑顔あふれるふれあいのまちづくり	2 人権の尊重・男女共同参画	① 人権啓発・相談の推進	①-1	●お互いの違いを認め合い、人権が尊重される共生社会を実現するため、多様化する人権問題について講演会や研修などによる啓発を実施するとともに、さまざまな人権問題に対応した相談支援を進めます。	△	・第2次人権教育・啓発基本指針に基づき、講演会や学習会が人権問題についての理解を深めるために役立つとの住民意識調査(平成29年)から、毎年3回人権講演会などの啓発イベントを実施している。参加者の理解・関心が深まった割合は80%以上と高く、講師の講演会の完成度は高いが、参加者は80%以上がリピーターであり、新規参加者への興味の喚起する仕組みに課題がある。 ・様々な人権問題への対応として、人権擁護委員及び弁護士による人権相談を年間10回程度開催し、体制整備に努めている。	◎	・住民意識調査の実施による現状把握が必要(検討事項)。 ・人権センターの集約による執行体制の最適化→現在2箇所に分散している人権センターを1箇所に集約し、限られた人的リソースを統合することで、窓口対応の質向上と、調査・分析業務への注力を可能にする体制を検討する。	
			①-2	●性の多様性についての正しい認識を持つために啓発活動を進めます。	△	・第3次築上町男女共同参画推進基本計画(令和5年度～令和9年度)基本目標Ⅲ基本方針2に基づき、「性的マイノリティ」・「LGBTQ+」という言葉も意味も知っている町民の割合を増やす」ことを目標に、小中学校への書籍の配布を継続して行っている。	◎		
		② 人権・同和教育の推進	②-1	●小中学校における人権・同和教育を推進するほか、講演会などを通じた地域住民の教育活動を進めます。	○	・第2次人権教育・啓発基本指針に基づき、学校での人権・「同和」教育の充実が効果的であるとの住民意識調査(平成29年)から、毎年町立小・中学校での人権啓発事業を計4回(中学校2回、小学校2回)実施しており、全校で理解・関心が深まったと回答(アンケート)があり、効果は高い。 ・地域住民の教育活動として、自治会内に人権推進委員を設置し、町主催の講演会に研修として参加を促している。効果の検証方法は未整備であり、現状把握をすることが課題。 ・京築地区社会人権・同和教育担当者協議会を通じ資質の向上につなげることができた。	○	・住民意識調査の実施による現状把握が必要(検討事項)。 ・引き続き関係団体と連携し、資質の向上につなげる	
			②-2	●子どもの頃から国際理解を深めていくため、国際交流の機会となる事業を実施し、多文化共生を促進する。	○	・情報提供を行うことで啓発につなげた。 ・令和5年の国際交流員退任まで、町内地域住民の異文化理解のための国際交流活動として、町内小中学校、幼稚園、放課後児童クラブなどで各種事業を行い、多文化共生を促進した。	○	・引き続き、国際交流情報の提供を行う。 ・国際交流員を招聘する事業は難しいが、住民の国際交流の機会の創出は必要と考える。	
		③ 男女共同参画社会の推進	③-1	●男女共同参画に関する活動団体を支援し、協働による男女共同参画を推進する。	△	第3次築上町男女共同参画推進基本計画(令和5年度～令和9年度)基本目標Ⅱ基本方針2に基づき、性別や年齢にかかわらず主体的な活動ができるよう活動団体を支援し、男女共同参画の意識の醸成を図っている。	◎	・「5年周期」とは別にリアルタイム把握の試行：大規模調査を軸としつつ、特定の施策(家事分担、育休取得など)に絞った小規模な定点調査を機動的に実施する仕組みを提案する。「男女共同参画社会の推進」の分野で軌道に乗ったら、人権分野にもこの手法を応用したい。	
			③-2	●働き方改革や多様な働き方の拡大にあわせ、就労や地域活動などにおける女性の活躍の場を広げます。	△	第3次築上町男女共同参画推進基本計画(令和5年度～令和9年度)基本目標Ⅱ基本方針2に基づき、自治会における女性役員の割合を高めるため、性別や年齢にかかわらず主体的な活動ができるよう男女共同参画の意識の醸成を図っている。	◎		
			③-3	●関係機関との連携により、DV防止に向けた啓発活動や被害相談などの対策を推進する。	△	第3次築上町男女共同参画推進基本計画(令和5年度～令和9年度)基本目標Ⅲ基本方針1に基づき、目標に向けて各種啓発や相談窓口の周知を継続している。	◎		

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
1 笑顔あふれるふれあいのまちづくり	3 住民参画	① 協働の推進	①-1	●地域活性化などまちづくりに取り組む住民の自主グループ活動を支援し、協働の推進に取り組めます。	◎	・中山間地域の地域づくり団体に対し、「中山間地域むらおこし団体活動補助金」を交付し、地域イベントの継続実施に必要な経費を支援した。 ・寒田地区において、中山間地域等直接支払交付金事業の集落戦略の作成にあたり、寒田地域の集落協定のみではなく、地域全体を巻き込んだ集落戦略の作成に取り組んだ。令和7年度には、集落戦略から発展し中山間RMOとなる組織の設立に至った。 ・町としては、地域の自主的な活動に対し、各関係部署とも連携をとりバックアップを行った。	○	・地域づくり団体の主体性を尊重しながら、活動の継続に必要な支援を行う。 ・RMOの成功事例を作り、町全体に広報することで、町としてRMO推進の気運を高めることが重要であると考えられる。	様々な部署が絡むことから、各課を絡めた横断的に取り扱うことが必要。
		② 広報・広聴体制の充実	②-1	●住民が町の情報を円滑に入手し、活用しやすい広報活動を充実するため、見やすい・わかりやすい広報紙・町公式ホームページづくりに取り組めます。	○	・ホームページ、広報紙ともに、わかりやすい表現を使いレイアウトを工夫しわかりやすい・伝わる広報紙、ホームページづくりに取り組んだ。ホームページでは、常に新しい情報を更新し分野別に内容を整理している。	○	・引き続き住民に見やすい、わかりやすい広報・ホームページづくりを行う。	
			②-2	●町公式LINEなど、SNSを効果的に活用し、住民に届く情報発信の充実を図ります。	○	・ラインの継続、HP内に子育てサイト開設、インスタグラムの開設を行った。	○	・引き続き、住民に必要なタイミングで様々な方法による情報発信を行う。	
			②-3	●SNSなどのネットワークを有効に活用し、幅広い住民の意見を収集できる広聴の仕組みづくりを進めます。	×	・住民との意見を交わす場として町政懇談会を実施していたが、コロナ禍により令和5年度に中止して以降未実施であり、収集する場として広聴の仕組みづくりはできていない。	○	・町政懇談会のような対面、また、オンラインやSNSなど対面でない意見収集等、効果的な広聴の仕組みづくりを進める。	
		③ 町内外への戦略的な情報発信（シティプロモーション）の推進	③-1	●町の統一したキャッチフレーズをつくるなど、町の総合的な情報発信戦略を立案し、町内外への効果的な情報発信を推進する。	○	・シティプロモーションの一環として令和5年度に町のキャッチコピーを2種類（魅力発信用、汎用性のあるもの）作成した。キャッチコピーは職員で考え、地域おこし協力隊がデザインを担当した。情報発信の際に使われるようになり、まちのイメージづくりにある程度寄与している。	○	・活用範囲を拡大し、キャッチコピーを浸透させる。 ・2種類を戦略的に使い分け、運用ルールを明確にする。	
			③-2	●TV、SNSなどのさまざまなメディアを活用し、町の魅力を伝えるなどのシティプロモーションを展開する。	○	・ふるさとWish、NHKニュースブリッジ、クロスロード福岡、おでかけクリップなどメディアを活用して町の魅力を発信した。	○	・地域の魅力を発信してブランド力を高めるイベントや地域資源の発信対象を想定するなどの発信も考える。	
			③-3	●神楽公演など、イベントを通じて町の魅力を発信する。	○	・各種協議会、観光協会等と連携したイベントで町をPRし、魅力発信をした。	○	・様々なイベントの中から地域の魅力を発信してブランド力を高めるイベント（参加することで愛着をもつ、応援したくなる等）を計画的に発信する。	
		④ 町外からの人材の還流	④-1	●町外へ出た若い世代へのふるさと情報の発信やUターン支援策を実施することで、町とのつながりを維持し、Uターンの促進や関係人口の増加につなげます。	○	・令和4年度に移住支援金を創設。この制度を活用し、2世帯が転入。	○	・移住支援金を引き続き継続して実施。	
			④-2	●これまでの地域おこし協力隊の実績・成果を生かし、町外から地域の担い手となる人材を誘導し、地域に根付く人材が育つよう継続的に支援する。	○	地域おこし協力隊員1名が任期終了後に町内で起業し、定住した。現在は商工会や地元のまちづくり会議等にも参画し、地域活動の担い手として地域の取組に関わっている。	○	退任した協力隊とも協力関係を保ちながら継続的な連携を図っていく。	
			④-3	●地元ゆかりのある人材を中心に、ふるさと納税や地域のPR活動などを通じて、町を応援する町外の「築上ファン」を広げます。	◎	・ふるさと納税ポータルサイトの掲載内容の改善等を民間事業者に委託し、寄付額の増額を行った ふるさと納税額：R4年度82,610,000円 → R6年度252,167,000円	◎	さらなる自主財源の確保のため、寄付額拡大を目指す。	
		⑤ 国際交流の推進	⑤-1	●町内小学校が姉妹校締結をしている中国との交流やオリンピック・パラリンピック事前キャンプをきっかけとして生まれたオセアニア諸国との交流など、国際交流を引き続き推進し、住民の国際交流の機会を創出する。	○	・令和8年2月、椎田中学校と築城中学校の生徒8名がグアムのホセリオス中学校(令和7年2月、姉妹校締結)を訪問。 ・表敬訪問を受けるなど関係性は継続しているが住民を交えた交流には至っていない。 ・令和5年の国際交流員退任まで、町内地域住民の異文化理解のための国際交流活動として、町内小中学校、幼稚園、放課後児童クラブなどで各種事業を行い、多文化共生を促進した。	◎	・本事業への参加をひとつの目的として、参加対象者である中学生のみならず、将来、参加対象者となる小学生の英語教育の充実を図る。 ・国際交流員を招聘する事業は難しいが、住民の国際交流の機会の創出は必要と考える。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考	
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)			
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方		
2 やすらぎと安全・安心のまちづくり	1 自然環境の保全と共生	① 自然環境の保全	①-1	●企業版ふるさと納税の活用などにより、企業・団体などの環境保全活動を誘致・拡大する。	△	・環境保全に関わる企業版ふるさと納税の、R6年度にマッチング会への参加・希望企業との面談を行ったが、企業が求める活動の実践までつなげることができず、寄附には至らなかった。 ・本町の液肥事業は30年以上にわたり二酸化炭素排出抑制に寄与しており、「環境にやさしい農業」に関心のある企業に東京で募集活動を行い、その後、3社とオンライン協議や施設見学・ヒアリング等を実施した。しかし、カーボンクレジット等の制度への対応不足や庁内の調整不足により、積極的な誘致・拡大が進んでいない。	△	・企業と共同で事業を設計する体制や仕組みづくりが求められる ・トップや関係部署を巻き込んだ支援体制の強化が重要である ・企業版ふるさと納税に液肥事業を加える前に、まずは安定した施設管理と町内の液肥利用を実現し、その後、企業が魅力的だと思える事業になるよう、町側の計画を整備し、体制を整えるべきである。	・企業版ふるさと納税は歳入獲得に関わる行政経営的な基本目標に統合したほうが良い。 ・過去に作成したバイオマスタウン構想、不採用に終わった産業都市構想、食育計画・地産地消計画等、各種計画の整備を急ぐこと。	
				①-2	●団体などの環境美化活動を支援し、地域の環境保全・美化を促進する。	○	・地域における環境美化活動の実施した。	○	・引き続き、地域での環境美化活動の実施する	
		② 循環型社会の推進	②-1	●築上町リサイクルプラザを中心に住民や団体などの資源リサイクル活動を推進する。	○	・リサイクルプラザにおいて、「紙ひものかごづくり」「裂織」「EMIぼかし」などの講座を実施し、資源リサイクル活動の促進につながっている。	○	・引き続き、リサイクルに関する講座を実施する。		
				②-2	●公共工事において環境に配慮した工法を推進するなど、環境にやさしい公共事業に取り組みます。	○	・河川災害の復旧工事において、明度を抑えたブロックを使用する等して、環境に配慮した。	○	・補助事業においては、採択要件の範囲内で出来る対策を実行していく。町単独事業においては、予算の範囲内において、環境に配慮した工法を推進していく。	
				②-3	●有機液肥製造施設を有効に活用し、液肥を利用した循環型事業を拡充する。	○	・第1・第2液肥製造施設で製造される液肥(年間約13,000t)は全量が農業利用されている。ただし、令和6年度から販売を開始した濃縮液肥については、現状の運転方法による年間製造量約3tのうち、町民への販売量は約1t程度である。	◎	・施設及び車両の修繕・更新と併せて、今後の方針の練り直しが急務である。その上で各種計画を策定し、防衛省予算でカバーできないものは農林水産省や県の補助事業の活用を検討する。	今後の方針の練り直しのため、関係課、液肥利用者協議会、大学等をメンバーに入れた委員会の立ち上げを提案。
				②-4	●町の循環型社会に向けた取組を住民・企業へ幅広く周知し、液肥の利用などへの参加を促進する。	○	・地球環境大賞の農林水産大臣賞を受賞。視察対応や循環授業を含め、事業のPRを目的とした対外対応は年間60件程度。 ・築城地区の液肥の利用率は椎田地区の1割程度に留まる(需要のピーク時の配車が間に合わないため)。 ・濃縮液肥については町内より町外の関心が高く、町民の認知はまだ低い。町内向けの普及推進活動の強化が必要である。	○	・町外からの視察要望については、有料にするなどの条例改正を進める。 ・築城地区については、小中学校への循環授業は引き続き推進するが、通常液肥の農家への推進は安定した配車が可能になってから改めて推進することを検討する。	有機液肥製造施設の人員配置の増員か、優先実施事項の整理が必要。
		③ 環境教育の充実	③-1	●資源循環学習を推進し、すべての小中学校で町の特徴的な取組である資源循環事業について学ぶ機会をつくります。	○	・全11校のうち、椎田地区2校、築城地区1校、町外大学1校での実施に留まった。 ・今年度は計28回実施し、うち17件は椎田地区2校で実施したSTEAM授業であり、農・農活性化協議会の地産地消部会の協力を得て、例年の循環授業メニュー(田植え・稲刈・出前・施設見学)になかったナバナの栽培・販売・成果発表・パンフレット作成体験を実施した。	○	・食育・地産地消推進計画の更新や策定と併せて、教育委員会や子育て・健康支援課との協力体制を見直す。	循環授業やSTEAM授業については教育委員会を窓口として取りまとめしてもらい、合議で産業課が対応する。また、必要に応じて他課から応援を呼んだり、逆に他課の所管するイベント等で事業成果をPRさせてもらい、なるべく多くの学校や、様々な住民層への露出回数を増や	
		④ 脱炭素社会実現に向けた再生可能エネルギー利用拡大の推進	④-1	●住民や事業者に対し、太陽光発電やバイオマスなどの再生可能エネルギーの活用や省エネルギー活動への取組を促進する。	○	・築上町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定をし、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー活動への取組の促進につながった。	○	・住民や事業者に対し、引き続き促進する		
				④-2	●公共施設における環境負荷軽減の取組として、再生可能エネルギー導入を推進する。	△	・公共施設のLED化を一部実施した。 ・築上町役場新庁舎の屋上に太陽光発電設備を設置し、電力使用量ピーク値の抑制や、停電時の電力として使用できるようにした。	○	・引き続き主だった施設のLED化の検討する。	
				④-3	●北九州都市圏域連携中枢都市圏の市町と連携し、広域的な地域エネルギー事業の推進に協力する。	△	・R9年度に予定している椎田浄化センターで太陽光発電施設を設置するために、関係機関と調整中である。	○	・引き続き太陽光発電設備の設置に向けて進める	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考					
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)							
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方						
2 やすらぎと安全・安心のまちづくり	2 生活環境	① 住宅・住環境の充実	①-1	●「築上町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、老朽化した公営住宅の計画的な改修・撤去などを推進する。	○	・社会資本整備総合交付金による住宅取り壊し・改修事業の実施している。	△	・長寿命化計画を見直し、現在の人口減少を踏まえ、必要とする戸数計画と少子高齢化に伴う需要に応じた改修計画の見直しを行うとともに、 unnecessary 公営住宅を解体し、跡地の利活用を図る。	・住宅の解体の取り組みは、担当課の都市計画課で行っているが、解体後の跡地の有効活用については、「適正な公共施設の活用」と併せて取り組む方が良いと考える。					
			①-2	●空き農地と空き家をセットにした、就農者向けの定住促進など、さまざまな分野を横断する総合的な空き家・空き地・空き店舗の流通対策を検討する。	◎	・令和5年度から空き家バンクに空き地登録を追加、令和6年度からはVR内覧を導入し、流通促進に向けた取組を進めた。 【成約件数】R4年度 6件、R5年度 8件、R6年度 10件 ・R7年度から築上町創業支援・空き家等活用事業補助金を新設し、町内に存在する空き家、空き店舗又は空き地の有効活用を図り、創業等を促進する取組を行った。				○	・引き続き空き家空き地バンクの通流促進の取り組みを行う。			
			①-3	●利用されていない町有地の売却など住宅用地の確保を検討する。	△	・未活用町有地の宅地分譲を行い、宅地として売払い準備を進めている。						○	未活用町有地の管理コスト削減や財源確保のためにも、住宅用地としての町有地売却を推進していく。	
		② 生活用水の安定供給	②-1	●良質な水の安定供給に向けて、配水管などの老朽化した水道施設の計画的な維持管理を進めるとともに事業の健全経営を推進する。	△	・R7年度までは、安定供給に向けて、新規に配水管の布設を行った。	○	・施設の老朽化によって、維持・修繕費が増加している。 ・今後は、補助事業による耐震化を実施していく。 ・コスト削減を目指して、業務の一部を広域化する検討を行う。						
									③ 生活排水事業の推進	③-1	●下水道事業の安定した経営へ向けた計画的な維持・更新に努めるとともに、供用開始後の加入促進による水洗化率の向上を図ります。			△
		③-2	●下水道事業未整備地区に対する合併処理浄化槽の普及を促進する。	△	・補助金を交付しているが、合併処理浄化槽の設置件数は微増である。 ・下水道整備予定地区から計画変更により未整備地区となった地区を対象に、現在期間限定で補助金の上乗せを実施している。	○	・下水道未整備区域における公共用水域の環境保全及び生活環境の向上のため、引き続き補助金交付を行い、普及を促進する。							
		④ 環境衛生の推進	④-1	●正しいごみの分別やりサイクルについての意識啓発を強化するとともに、不法投棄の防止に向けた巡回パトロールや指導を推進する。	○			・週に2回不法投棄巡視業務として、町内を巡回し不法投棄ごみ(コンビニごみ、空き缶など)を回収している。簡易的に回収ができる不法投棄ごみ(コンビニごみ、空き缶など)は回収しており、毎回平均10kg～30kg以上の回収がある。 ・豊前警察署と連携して不法投棄対策を行っており、不法投棄の届け出を行い、警察官の巡回強化を依頼し、豊前警察署が警ら強化をしており、不法投棄の抑制に繋がっているものと考えられる。	○	・不法投棄については、モラルの問題でもあることから、住民への周知などに取り組む必要がある。 ・意識改革を行うことで、ごみの出し方や不法投棄の改善を図る。 ・山間地に枝木が不法投棄されるなど、住民から見えにくい場所に不法投棄されていることから、山間地における対策を今後検討していきたい。				
						④-2	●RDF事業の低コスト化を進めるとともに、ごみ処理施設の老朽化に伴う新たなごみ処理施設の運営について検討する。				△	・県主催による広域化会議に出席しているが、広域の枠組みがごみ処理施設の更新時期と一致しなければ広域化は難しい。 (北九州にごみ処理をお願いするのか、民間にお願いするのか、近隣と組合を作って処理していくのかの判断が重要)	○	・広域化に向けた協議を事務レベルでは進めている。 ・ごみ処理方法の変更及びごみ処理施設の建設などは時間がかかるため、継続して取り組む必要がある。
						④-3	●防犯や防災・衛生景観面で地域の環境に悪影響を及ぼす恐れのある老朽化した危険空き家の解消に向けた対策を進めます。				○	・令和6年度に老朽危険空き家の実態調査を行い、築上町に存在する空き家が791棟あると判定した。※外観目視による調査。また、築上町空家等対策計画を更新した。 ・老朽危険空き家の除却事業では、令和7年度の事業実績として、事前調査を16件実施し、補助対象家屋は3件であり、除却実施件数は5件であった。 ・空き家の管理について問い合わせが多くあり、相続の相談も行っている。 ・町内の各地において、町補助金を使用されないで解体されている家屋もあり、空き家の問題について、意識が高まっている。 ・令和8年1月に空き家対策パンフレットを民間事業者と共同で作成し、空き家の問い合わせで窓口に来庁された方にパンフレットを配布し、周知を行っている。		

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
2 やすらぎと安全・安心のまちづくり	3 暮らしの安全	① 災害に強い基盤・体制の整備	①-1	●「築上町国土強靱化地域計画」を策定し、国・県との連携により、道路網や河川・水路、農業用施設などの社会基盤の強靱化に向けた整備を進めます。	△	・令和5年1月13日付けで「築上町国土強靱化地域計画」を策定したが、計画内容を実践できていない。	○	・ハード整備に加え、デジタル新技術（AI被害予測、ドローン等）の活用と、地域コミュニティ（地域力）の強化を施策の柱に据える。 ・総合計画と一体的な進捗管理を行い、PDCAサイクルを高度化させる。	
			①-2	●「築上町地域防災計画」に基づき、町の防災体制の強化を図るとともに、地域における自主防災組織を育成し、災害時に避難や消火などの初動対応ができる地域防災力を強化する。	○	・自治会長会定例会において、自主防災組織の再編等を促し、56組織のうち、3組織が組織規約や構成員の見直しを行った。 ・築上町民生委員児童委員協議会会議に出席し、避難支援等実施者として登録いただくよう説明を行った。 ・に椎田南自主防災組織を対象に避難訓練を実施。公民館である自主避難所において、避難訓練と避難所設営運営を実施し、45名の参加があった。	○	・道路寸断を想定した空路の確保、ドローンによる物資輸送を計画に盛り込む。 ・災害関連死を防ぐため、ホテル等への「2次避難」の円滑化に向けた協定締結や受援体制を整備する。 ・在宅避難者や車中泊避難者も支援対象に含めた「人の支援」への転換を図る。	
			①-3	●災害緊急時でのSNSなどの情報連絡体制を強化するとともに、防災行政無線の設置を促進する。	○	・令和2年度に防災行政無線をアナログからデジタル放送に更新した際に、SNS、ホームページと連携できるよう体制を構築。防災行政無線は全戸配布を行い、現在は修繕等を実施している。 ・防災無線の情報をホームページへリンクさせて情報を提供している。	○	・Lアラート（福岡県防災・行政情報通信ネットワーク）を核とした「ワンソース・マルチユース」（操作卓で入力した災害情報をTV、SNSと共有）の継続や耐震・耐水化および非常用電源（太陽光等・蓄電池）の強化を進める。 ・戸別受信機は、平時の見守り等に活用する「フェーズフリー」な運用により、実効性を高める。	
			①-4	●避難行動の支援が必要な災害時避難行動要支援者に対して、地域の共助による支援体制を構築する。	○	・避難行動要支援者名簿更新済み（1286名）名簿掲載者のうち640名が同意書を提出し、517名の個別避難計画書を作成。 ・自治会が運営する自主防災組織は、66自治会のうち、56組織ある。そのうち、活動している組織は僅か11組織であることから、自主防災組織の再編及び運営見直しを行ってもらうよう各自治会に要請。3組織が組織再編に取り組んだ。 ・民生委員や見守り協力員の活動を支援し、包括的なネットワークを構築した。	○	・名簿の作成から、一人ひとりの避難先や支援者を定める「個別避難計画」の策定へ移行し、個別避難計画の作成率を向上させる。 ・ケアマネジャー等の福祉専門職と連携した作成体制を構築し、情報のジレンマ（個人情報保護）に対しては、平時からの顔の見える関係づくりで同意率を向上させる。 ・オンプレミスからクラウド型被災者支援システムを導入し、情報のリアルタイム共有を図る。	
	② 消防・救急体制の充実	②-1	●定期的な訓練の実施や消防団員の確保による安定した消防・救急体制を維持する。	○	・夏季訓練はポンプ操作訓練、熱中症対策、礼式、救命講習を実施し232名の消防団員が出席、秋季訓練は出初式に向けて行進訓練を実施し251名の消防団員が出席。 ・その他各分団で消火栓、消防車両の月次点検を実施。	○	・策定予定の「消防団組織再編計画」を実効性のある形で実践に移す。減少する基本団員を補完するため、学生、女性、機能別団員の入団促進を強化し、幅広い住民が参画できる体制を構築する。 ・消防団アプリ等や電子申請の導入により、これまで過大な負担であった報告事務等のデジタル化・省力化を徹底し、団員が本来の活動に注力できる環境を整える。		
			②-2	●防火水槽の設置、消防自動車などの消防施設の定期的な更新を進めます。	○	・令和5年度に伝法寺と上深野に防火水槽を設置。令和6年度以降も防火水槽の設置要望が自治会からあるが、消火栓などの代替施設があることから新設を見合わせている。 ・消防車両については、築上町消防団組織再編計画を策定中であり、部や車両の統廃合を今後行う予定。	○	高度経済成長長期に整備された施設の老朽化（40年以上経過）に対し、長寿命化計画に基づく戦略的な更新を実施する。 ・車両更新に際しては、道路寸断時にも対応可能な小型・軽量化された高機能車両や、環境・静粛性に優れたEV消防車の導入、さらにドローン等の新技術の活用を検討し、地域に必要な台数を配置する。 ・水利確保については、防火水槽だけでなく、既存の消火栓や災害時協力井戸、海水・河川・ため池利用（スーパーポンパー等）、消防水槽車を組み合わせた、多層的で強靱	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
2 やすらぎと安全・安心のまちづくり	3 暮らしの安全	③ 交通安全対策の推進	③-1	●子どもの通学時の安全を確保するため、通学路の安全対策の充実を図ります。	○	・通学路の安全対策の充実のため、累計62枚ののぼり旗を通学路に設置。 ・見通しの悪い箇所や、減速が必要な箇所については、警察に相談し、改善してもらうよう依頼。	○	・通学路の安全対策のため、IoTを活用した見守り端末の導入を検討し、マンパワーの限界を技術で補完。 ・郵便局等の民間事業者との「ながら見守り」協定を強化し、日常業務の中での安全確認体制を構築する。	
			③-2	●高齢者や子どもを中心に交通安全教育や交通安全に対する意識啓発を進めます。	○	・広報、防災行政無線で交通安全に対する啓発活動を実施する。	○	・交通安全教育や意識啓発として、高齢者向けには、脳科学的アプローチを取り入れた「いきいき運転講座」等を導入し、自ら学ぶ姿勢を促進する。 ・子供向けには、中学生が主体となるボランティア組織(PSCパトロール等)の結成を促し、次世代の安全意識を醸成する。	
		④ 防犯体制の確立	④-1	●地域の要望に応じた防犯灯の設置やLED化など、防犯効果を高める環境整備を進めます。	○	・自治会が維持管理する防犯灯数は2640灯で、そのうち2048灯のLED化が完了(77.5%)	○	・防犯灯のLED化では、残る約2割の未対策分について早期のLED化を図り、整備率100%を目指す。あわせて、LED化後の電気料削減効果を原資とした、計画的な取替・修繕体制(アセットマネジメント)を確立する。 ・防犯対策の環境整備として、物理的環境により犯罪を予防する防犯環境設計(CPTED)の考え方を取り入れ、見通しの確保や領域性の強化など、ハード面での再整備を促す。	
			④-2	●地域住民による防犯パトロールや登下校時の声かけ運動などの地域の防犯活動の充実を図ります。	○	・八津田小学校コミュニティスクールにおいて防犯パトロールを実施。 ・10名の交通安全指導が登下校の安全を見守り。	○	・防犯パトロールでは、AI犯罪予測アプリ等(Patrol Community)やながら見守りを導入し、効果的なルート作成とパトロールの省力化を図る。 ・学生ボランティアや民間団体への門戸を広げ、活動のマンネリ化の解消や、モチベーションを高める仕組みを作る。	
			⑤ 消費者トラブルや虐待、犯罪などの被害者対策の推進	⑤-1	●関係者・関係機関と連携したDVや高齢者・児童などの虐待の早期発見や防止対策の充実を図ります。	○	・民生委員や見守り協力員による見守り活動、地域包括支援センターによる各種相談支援事業を通じて、早期発見に努めた。 ・虐待防止に向けて、関係機関と連携し、虐待、DV被害等に関する情報共有を行った。 ・町の子どもが通う幼稚園、小中学校等関係機関と気になる子さんと保護者について情報共有し、見守りや必要な支援を行っている。 ・こども家庭センターでは、ソーシャルワーカーに加え、スーパーバイザーを配置し、支援体制の強化を図った。状況により町要保護担当者会議や児童相談所につなげ、継続的に支援を行っている。 ・母子保健事業を通じて、虐待予防(成長発達支援、発達の偏りのあるご家庭への指導、助言等)の視点を持ち、必要な支援を行っている。 ・第3次築上町男女共同参画推進基本計画基本目標Ⅲ基本方針1に基づき、目標に向けて各種啓発や相談窓口の周知を継続している。令和9年度の意識調査で把握するため、令和7年度末現在の効果は不	○	・民生委員や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、見守りや相談支援を通じて虐待・DVの早期発見と情報共有に努める。 ・子どもたちが安心・安全に暮らせるように、また健やかに育っていけるように、課題がある子育て家庭には早期に介入する必要がある。そのためには、体制強化が必要と考える。
		⑤-2	●県関係機関との連携により、犯罪にあわれた被害者や家族への支援を進めます。	△	・リリーフネットワーク豊築犯罪被害者支援協議会において、どのような支援が可能か情報共有を図った。具体的な支援内容は決定していない。	○	・犯罪被害者や家族への支援として、警察や県との連携に留まらず、町独自の犯罪被害者等支援条例を制定する。見舞金の支給、家事援助、転居費用の助成など、被害者に寄り添った具体的・直接的な経済支援策を盛り込む。		
		⑤-3	●行橋市広域消費生活センターを中心とした、消費者被害を未然に防止するための情報提供や啓発・相談体制の充実を図ります。	○	・行橋市広域消費生活センターによる消費者トラブル(悪徳商法、詐欺やマルチ商法、高齢者への悪質商法等)について「消費生活出前講座」をR7.12月に町内自治会(1箇所)で開催し、被害防止に向けた啓発活動を実施した。 ・民生委員や老人クラブ連合会、警察署などを構成員とする築上町消費者安全確保地域協議会も開催し、情報共有を図った。	○	・複雑・巧妙化する消費者被害を防止するため行橋市広域消費生活センターによる「消費生活出前講座」を有効に活用し複数の自治会等で開催するよう呼び掛けを行っている。 ・町内の被害発生事案については、協議会等を通じて情報共有を図る。		

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
2 やすらぎと安全・安心のまちづくり	4 基地対策	① 基地関連事業の促進と国の施策への対応	①-1	●基地の航空機から発生する騒音の障害対策について、住民の要望などを把握するとともに、これらの改善を図るため、引き続き関係機関へ要望を行います。	○	・築上町議会基地対策特別委員会、築城地区基地対策委員会及び八津田地区基地対策委員会の代表者からなる「築上町基地対策委員会代表者連絡会議」にて、2年に1回防衛省と九州防衛局に要望活動を行っている。 ・本連絡会議と築城基地とで意見交換会も実施しており、航空機の騒音問題をはじめ、隊員の地域活動や基地周辺の環境問題等について、地域住民の意向を伝えている。 以下、要望内容①告示後住宅の防音工事の実施について、②防音工事区域内の制度の拡充について、③戦闘機事故の再発防止について、④航空自衛隊築城基地拡張について、⑤有機フッ素化合物対策について、⑥新米米制度の創設について	○	・代表者連絡会議を通じて、防衛省や九州防衛局に対し、告示後住宅の防音工事実施や制度拡充、事故防止等の要望を継続する。 ・滑走路延長に伴う第一種区域の縮小やNHK放送受信料助成の終了といった「支援の出口戦略」に対し、住民の理解が得られるよう丁寧な説明と、実態に即した対策を国へ強く求め続ける。	
		② 基地を生かしたまちづくり	②-1	●国有地であるメタセの杜、築城グラウンド、パークゴルフ場を活用し、町の交流活動の充実を図ります。	○	・築城基地周辺財産利用計画書を令和7年3月12日で策定。本計画は、メタセの杜周辺の国有地を有効活用を示した計画で、「平成15年度築城基地周辺まちづくり実施構想」と「平成24年度築城基地周辺財産利用計画」の計画方針やゾーニングについての整理を行い、見直したものとなる。今回の見直しでは、地域経済の活性化や、町起こしに貢献する拠点となるよう、既存の整備備概念を尊重しつつ、広大な跡地の地形や景観を活用した新たな取組を追加。 ・令和7年度において交流活動の充実を図るため、物産館メタセの杜に隣接する弓の師近隣公園において、大型複合遊具を整備中。	○	・令和7年3月策定予定の「築城基地周辺財産利用計画書」に基づき、メタセの杜周辺等の国有地を地域経済活性化や町起こしの拠点として再定義する。既存のレクリエーション利用に加え、5G基地局やEV充電器、あるいは災害時の避難・救急搬送拠点といった、地域の利便性と防災力を高める多目的な活用を推進する。	
			②-2	●自衛隊への転入者と町との交流活動を拡大することで、町の住みよさや魅力を訴求し、将来的な町への移住・定住につなげていきます。	○	・「航空自衛隊築城基地協賛会」の正会員として、毎年、築城基地で開催されるサマーフェスティバル、少年剣道大会、航空祭、ふれあいコンサート等、地域住民と基地が積極的な交流を通し、基地についての理解を深めて頂く取組を進めている。	○	・築城基地協賛会等を通じた地域住民と基地の交流を深化させ、町の魅力を訴求する。 ・2026年度（令和8年度）から開始される「65歳までの自衛官再就職支援」という国の新方針を好機と捉え、高度な規律とスキルを持つ隊員を、町の防災リーダーや地域産業の担い手として受け入れる仕組みを構築し、長期的な定住を促進する。	
			②-3	●基地との連携強化を図り、「基地のあるまち」としてPRできる観光施策の取組や地域住民との交流機会を創出することで協働のまちづくりを進めます。	○	・令和6年度に町において、地域に点在するストーリー性のある特産品の発掘及び商品開発を行った。その際に築城基地の食堂で提供される鶏の唐揚げである「空自空上げ」を築城基地監修のもと、味を再現して町内の飲食店等で提供する事業を実施。7件の飲食店が説明を受け、3件で唐揚げを提供している。 ・令和7年度にメタセの杜が維持管理を行うF-4EJ（改）（ファントム）の清掃作業を水遊びイベントとして実施。町内の地域経済の循環を活発化させるため、商工会等に出店を呼び掛け、イベント参加者に飲食できる環境を提供。当日来場者は140名程度で、キッチンカーの出店は5店舗。 ・築城基地の協力のもと、築上町の新名物として基地内で提供されている空自空上げ普及事業や、飛行機をモチーフにしたスイーツの開発を支援する名物創出応援事業を行った。 ・航空祭でブース出店し町のPRを行っている。	○	・「空自空上げ」の再現提供や「ファントム清掃」といった体験型施策を強化し、観光消費の創出を図る。 ・歴史的ストーリーや、防衛省関連交付金を活用した「手厚い教育・福祉・防災体制」を可視化し、メタバース等のデジタル技術を駆使して「国を支え、最も安全で教育に注力する町」としてのブランド価値を全国へ発信する。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり	1 健康づくり	① 健康増進活動の推進	①-1	●住民のライフステージ*にあわせた健康管理・健康増進活動を充実させるとともに、幅広い住民の健康づくりを促進するため、健康ポイント制度の導入を検討する。	○	・ライフステージに応じて、健診及び保健指導を実施している。 ・福岡県の「ふくおか健康ポイントアプリ」の周知を行っている。	○	・引き続き、ライフコースアプローチの視点に基づき、保健指導を実施する。	専門職が本らの業務を遂行できるよう、健康づくり係に事務職を要望する。
			①-2	●子どもの頃からの食育を通じた正しい食習慣による健康づくりを促進する。	○	・母子手帳交付や乳幼児健診等でライフコースアプローチの視点で保健指導を実施している。	○	・引き続き、ライフコースアプローチの視点に基づき、保健指導を実施する。	
			①-3	●若い世代からの生活習慣病などの予防・健康づくりを強化するため、小中学生の健康診査を検討する。	×	・健康診査の実施については検討した結果が実施は困難と判断した。	△	・学童期の体格を把握し、保健活動に役立てていく。	
		② 感染症対策の推進	②-1	●新たな感染症の発生に対応した、感染症の拡大予防に向けた適切な情報提供や予防対策を実施できる体制づくりを進めます。	○	・新型インフルエンザ行動計画の改定作業を行い、素案を県に提出した。国が示した期限（R8年7月）までには改定を終える見込み。 ・感染症に関する情報提供を広報やホームページ等で随時実施している。 ・国の指導や町の実施要綱に基づき定期予防接種を実施している。	○	・住民の生命、健康に関わる業務であるため、継続して実施していく。	
			②-2	●県のワンヘルスに関する取組への協力や施策を推進するとともに、狂犬病や鳥インフルエンザなどの人と動物に共通する感染症の予防対策の推進を図ります。	○	・人におけるインフルエンザや日本脳炎予防について、国で定められている定期予防接種を実施。 ・こどもを対象にしているインフルエンザ予防接種（任意接種）については、1回接種につき4,000円の補助を行い、感染予防、重症化予防を推進している。	○	・引き続き、予防接種事業や感染予防の周知を継続していく。	
		③ 健診・検診受診の促進	③-1	●早期からの生活習慣病予防のため、若年層に対する健診・検診の受診を促進する。	◎	・若年者（20～30代）健診及び健診結果に基づく保健指導を実施している。 ・国保若年者（20～30代）に受診勧奨通知を送付している。	○	・引き続き、医療費適正化のための保健指導を実施する。	
			③-2	●発症予防・重症化予防のために健診・検診結果に基づく保健指導を進めます。	◎	・地域の健康課題を把握し、若年者健診・特定健診・後期高齢者健診結果に基づき保健指導対象者を抽出し、科学的根拠に基づいた保健指導を実施している。 ・保健指導の質の向上を目的とした研修を実施している。 ・保健指導の成果を健診結果などの客観的指標を用いて評価を行っている。	○	引き続き、医療費適正化のための保健指導を実施する。	
		④ 医療体制の整備	④-1	●医師会や関係機関との連携により、夜間・休日医療を含めた地域医療体制を確保する。	○	・豊築休日急患センター及び中津市民病院小児救急センターに負担金を支払い、休日・急患の対応ができるよう医療の確保を行っている。 ・京築保健所管内では、京築区域地域医療構想調整会議において、広域で医療を確保できるよう医師会や保健所、市町等で協議し医療確保に努めている。 ・異様ケア児等緊急時の対応が想定される場合には、事前に主治医の指示をもらい、救急隊への情報提供、オンコール練習などを行い、最速で救急医療につながられるよう支援している。	○	・今後も、住民の医療体制の確保に努めていく。	
		⑤ 自殺予防対策	⑤-1	●保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策との連携により、「生きることの包括的な支援」を推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指す。	○	・毎月こころの健康相談を実施する体制を整え、毎月広報で周知をおこなった。予約が入った際は専門員に来庁してもらい相談に対応し、状況によっては適切な医療に繋げるなど検討した。	○	・引き続きこころの健康相談事業を継続する。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
3 みんながい きいきと暮 らせるまち づくり	2 子育て 支援	① 子育て支援・サー ビス体制の充実	①-1	●一時預かりや病後児保育など多様な保育ニーズに対応した保育サービスの質の向上を図ります。	○	・一時預かり、延長保育、病後児保育に加えて病児保育を開始した。	○	・一時預かり、延長保育については、継続して事業を実施できるように努める。 ・病児保育については、医療機関での実施ができるよう取り組みを行っていく。	
			①-2	●子育て家庭の経済的負担を軽減するため、保育料無償化などの支援の継続を検討する。	○	・第3子以降の保育料・副食費の無償化を継続して実施しており、保護者の経済的・精神的負担軽減に努めている。	○	・第3子以降の保育料・副食費の無償化を継続して実施できるように、努める。	
			①-3	●妊婦や乳幼児の健診・保健相談など、母子保健事業を進めます。	○	・安心して妊娠期を過ごせるよう全期をとおして相談事業を実施している。また、妊婦健診費用の助成を行い、経済的負担の軽減に努めている。 ・乳幼児健診で発育・発達を確認し、疾病の早期発見、早期治療に努めている。また、養育者との関わりを通して、子どもの養育環境の整備、虐待予防に努めている。	○	・子どもの健康の保持増進と養育環境の整備、養育者が安心して子育てができるよう継続して支援を実施する。	
		② 子育て環境の整備	②-1	●子育て世代包括支援センターにより、妊娠から出産、育児まで切れ目のない子育て支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境をつくりまします。	○	・子育て世代包括支援センターからこども家庭センターに移行し、産前・産後の保護者やその家族に寄り添い、継続的に子育て支援を行っている。 ・今年度は、ちくじょうベビー育児用品定期便事業を開始し、出生3か月から12か月に至るまでの子育て世帯に経済的支援とともに、育児不安や精神的、社会的サポート等の伴走型支援を行い、状況により、必要なサービスや支援を行っている。	○	・子育てに関する総合相談窓口である、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施する。	ソールワーカーの補充。 子ども家庭センターにおける職員配置・業務分担の再検討（業務量に対し、人員が不足している。）
			②-2	●乳幼児や保護者の交流の場である児童館を拠点とした子育て支援センターの利用を促進する。	○	・児童館・子育て支援センター事業を実施し、子どもの居場所づくりに努めた。乳幼児や保護者の交流の場として定着してきていると思う。 ・図書館に隣接する保健センターチャイルドついきに移転することにより、図書館と子育て支援センターの相互利用を可能とした。	○	・新図書館のオープンに伴い、子育て世帯が図書館と子育て支援センターを相互に利用しやすいよう取り組んでいく。	
			②-3	●子育て世帯に必要な情報が届くよう、子育てサイトなどを活用した情報発信を進めます。	○	・「ちくじょう子育て応援パンフレット」（冊子）を配布し、町内のサービスや支援等の情報を発信している。 ・妊娠期から就学時の子育て情報をわかりやすくまとめたホームページの子育て支援サイトで、子育てに係る情報発信を行った。広報紙でも子育て情報をまとめた子育てページで情報を発信している。	○	・今後も、広報ちくじょう、HPLINE等を通じて子育て世帯に情報を提供できるように努める。	
			②-4	●子ども家庭総合支援拠点により、子育て中の保護者の不安解消や要保護児童などへの支援を進めます。	○	・子ども家庭センターの開設により、子育て中の保護者や要保護児童などへの支援が実施できた。	○	・子育てに関する総合相談窓口である、こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を実施する。	
			②-5	●放課後児童クラブを引き続き実施し、子どもの居場所づくりを進めます。	○	・子どもたちが安全に過ごせる居場所を提供し、遊びや生活を通じて健全な育成を支援できた。	○	・今後も子どもたちが安全に過ごせる居場所を提供できるように取り組んでいく。	
			②-6	●産後間もない乳児を抱え、育児不安のある家庭を支えるため、産後ケア事業を実施する。	○	・産後ケア事業を通して、対象者の身体的・精神的負担の軽減、利用料助成を通して経済的負担の軽減に努めている。	○	・今後も安心して子育てができる環境を整えるため、産後ケア事業を継続する。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり	3 社会福祉	① 地域福祉の推進	①-1	●住民の複合・複雑化する課題に対応するため、属性を問わない相談支援などによる重層的支援体制整備を推進し、包括的・総合的な支援体制の構築を図ります。	×	・事業未実施。事業としては実施していないが、事案に応じて関係課や関係団体によるケース会議や個別協議を行っている。	△	・重層的な相談支援窓口の充実、多機関の連携など包括的な支援体制の充実を図る。	事業としては実施していないが、事案に応じて関係課や関係団体によるケース会議や個別協議を行っている。
			①-2	●民生委員児童委員協議会や社会福祉協議会と連携し、地域で支えあう体制の維持・充実を図ります。	◎	・社会福祉協議会が実施する「福祉マップ」作成の取り組みを支援した。 ・見守り協力員や民生委員・児童委員による見守り活動を行い、関係機関と情報共有を行った。 ・「ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定書」の締結を行い、見守り体制の強化を図った。 ・社会福祉協議会が実施する見守りネットワーク協議会を支援した。支援が必要な方がいれば、包括と協力し、相談内容に応じ、専門機関に繋げた。 ・徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を中心とした見守りネットワークにより、徘徊等で行方不明になった人を早期発見・保護に努めた。 ・「通いの場」の支援をし、見守り活動の場作りを推進した。 ・高齢者の生活支援等サービス提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターを配置し、地域サービスの把握や洗い出しを行った。また、協議体を開催し、地域課題について検討した。 ・緊急通報装置、見守りセンサーシステム、救急医療情報キットの普及を図り、緊急時の伝達対応できる環境づくりを行った。	○	・行政・社協・地域住民等が一体となった多層的な見守りネットワークを構築し、生活支援コーディネーターの配置や救急医療情報キット、緊通、見守りセンサーシステム、SOSネットワークの運用を通じて、高齢者の孤立防止と緊急時の迅速な対応体制の整備を推進していく。	
			①-3	●公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、ブラインドサッカーや車いすバスケット体験などを通して、心のバリアフリーを推進する。	○	・庁舎駐車場に「ふくおか・まごころ駐車場」登録ステッカーを貼り、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が安心して施設を利用できるよう、制度に協力している。 ・心のバリアフリー教室（ブラサカ：小4、車いすバスケット実施：稚中3年、築中1年）を開催し、障がい者から話を伺ったり、障がい者体験をすることで情操教育に取り組めた。 ・令和6年度からスポーツ協会にバラスポーツ部を設立し町民向けにポッチャ大会などを実施している。 ・高齢者世帯の安全な在宅生活を支援するため、住宅改修費の一部を助成する「住宅改修資金助成事業」を実施した。 ・自主避難所にも指定されている老人憩いの家「やまさと」において、ハード面(スロープ修繕、手す	○	・町民が円滑に社会参画できる環境を構築するため、ユニバーサルデザインの視点に基づいた施設運営を継続・拡充する。 ・「心のバリアフリー教室」は児童・生徒一人一人の心に働きかけていく事ができる。 ・住宅改修資金助成事業の実施と公共施設整備により、高齢者が安全・快適に暮らせるバリアフリーな住環境を整える。	
		② 社会福祉サービスの推進	②-1	●県・関係機関と連携し、障がい者やその家族への相談支援体制を充実し、自立支援・生活支援サービスの周知を図ることで、障がいに応じた適切なサービスの利用を促進する。	○	・障がいのある方及びそのご家族からの修学・就労・その他さまざまな課題に対し、相談支援専門員がきめ細かい相談支援の実施を行った。 ・県及び地域包括支援センター・医療機関と連携のもと、個々のニーズに応じた福祉サービスの利用促進を行った。	◎	障がいのある方及びその家族への相談支援体制の強化及び総合的・専門的相談支援の推進を図るため、基幹相談支援センターの設置を検討する。	
			②-2	●地域生活支援拠点などの整備を進め、緊急時の受入れや地域の体制づくりなど障がい者の生活を地域全体で支えるサービス体制の構築を目指す。	○	緊急一時的な保護が必要な場合に、障がいのある方に対して緊急の援助、保護その他必要な処置のできる居室を提供する事業である緊急受入支援事業を令和5年度から開始。障害のある方への福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図るための体制を整えた。	◎	障がいのある方の一人暮らしへの移行に向けた短期間の宿泊体験の場の提供をする体制づくりの推進を行います。	地域生活支援拠点事業の中の1事業であり、今後、豊築地区で足並みを揃え、事業開始を検討していく必要があります。
			②-3	●関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた相談支援体制の充実を図ります。	○	・関係機関と連携し、相談支援をはじめとする生活支援等により自立を促進した。 ・生活保護相談に来られた際は、困りごと相談室や相談支援センターなど関係機関をご案内して、対応を行った。	○	自立支援相談事務所等の関係機関と協働し、生活困窮者を早期に適切な支援につなげ、自立に向け継続的な支援を行う。	
		③ 権利擁護の推進	③-1	●高齢者・障がい者などの権利を守るため、成年後見制度などを周知し、活用を促進する。	○	・成年後見制度や日常生活自立支援事業など、地域包括支援センターと連携し、制度の内容や利用方法について周知を図り、相談を受けた人への制度の利用支援を行った。 ・成年後見無料相談会を開催し、制度利用が必要な人を把握し、利用につなげた。	○	・成年後見相談センターでの成年後見制度に対する専門職による相談支援の取組を強化していく。 ・成年後見制度や権利擁護支援について、広報紙やホームページなどを通じて普及・啓発に努め、成年後見制度の利用支援を図る。	
			③-2	●高齢者・障がい者などの虐待を防止するため、啓発活動を行うとともに被害者への支援体制の充実を図ります。	○	・高齢者虐待防止法に基づき、町及び地域包括支援センター、民生委員・児童委員等関係機関等が連携し、虐待の対応を行った。 ・各種相談窓口と支援事業の周知を勧めながら、相談体制の充実を図った。	○	・見守り活動や相談支援事業を通じて虐待やDVの早期発見・早期対応を行う。 ・関係機関と連携し、虐待、DV被害等の虐待防止に向けた見守りの強化、早期発見に取り組む。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
3 みんながいきいきと暮らせるまちづくり	4 高齢者福祉	① 生きがいづくりの支援	①-1	●自治会単位での住民主体の「通いの場」づくりにより、地域における高齢者の介護予防と自立支援を図るとともに住民同士の交流を広げます。	◎	・自治会単位でふれあい健康サロンを通いの場に移行中。(31自治会で移行済み。昨年度比1自治会増)、通いの場が自助・共助の活動となるよう支援を行った。 ・令和7年度には、通いの場代表者交流会を開催し、住民同士の交流や意見交換を行い、より活動が促進するよう取り組んだ。	◎	・今後も通いの場への移行を進める。	
			①-2	●老人クラブなどの活性化を支援し、高齢者の社会参加の機会を広げます。	◎	・老人クラブと連携し、スポーツ教室、料理教室(町管理栄養士連携による、介護予防を目的とするもの。)を実施し、健康づくりや生きがいづくりを支援した。 ・老人クラブ連合会補助金を交付することで、住民の主体的な活動を支援した。	○	・老人クラブへの支援を継続し、高齢者の健康づくり、仲間づくり、社会参加の促進を図る。	
			①-3	●シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就労機会を広げます。	○	・シルバー人材センターに補助金を支出し、運営活動を支援した。 ・シルバー人材センターと連携により、就労を通じた社会参加を支援し、高齢者の生きがいと働きがいを創出した。	○	・シルバー人材センターの支援を継続し、高齢者の就労支援と生きがいを支援する。	
			①-4	●高齢者の技術・経験・能力を生かした地域貢献活動を充実させるため、高齢者の多様な社会参加の機会をつくります。	○	・老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の生きがいや就労の機会を創出した。	○	・老人クラブやシルバー人材センターの支援を継続する。	
		② 地域包括ケアシステムの推進	②-1	●医療や介護など、多様な主体の連携・参画により日常生活を支援する地域包括支援システムを推進する。	○	・地域ケア会議にて個別事例の課題への対応、地域課題の抽出と改善策の検討を行った。本会議を通して、地域の医療・介護専門職間のネットワークや連携体制の構築が進んでいる。	○	・地域ケア会議を継続して行い、地域の医療・介護専門職間のネットワークや連携体制の構築をさらに進める。	
			②-2	●高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、生活支援コーディネーターにより、在宅生活に向けた地域課題の解決や生活を支援する体制をつくります。	○	・地域にける高齢者の生活支援等サービス提供体制の構築に向け、生活支援コーディネーターを配置し、地域サービスの把握や洗い出しを行った。 ・協議体を設置し、生活支援サービスの創出に取り組んだ。第2層協議体設置について検討した。	○	・生活支援コーディネーターを中心に地域資源の把握や生活課題を抽出し、生活支援サービスの創出につなげる。	
			②-3	●認知症地域支援推進員を中心に認知症高齢者及びその家族への支援を強化するとともに、認知症サポーターによる地域のボランティア活動の展開を図ります。	○	・一般・小学生・高校生を対象にした認知症サポーター養成講座、認知症高齢者及びその家族への相談支援、認知症カフェや家族の集いなど、認知症地域支援推進員を中心に認知症の理解を深めるため取り組みを行いました。 ・認知症サポーターによるボランティア活動の展開はこれからの課題となっています。	○	認知症地域支援推進員を中心に、認知症の理解を深める活動と認知症高齢者及びその家族を支援する取り組みを継続して行う。 また、認知症サポーターによる地域のボランティア活動の展開を図る。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
4 こころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり	1 教育	① 社会変化に対応した生きる力を育む教育の充実	①-1	●個別最適な学びや協働的な学びにより、子どもの資質能力の育成を図ります。	○	・STEAM教育をはじめ、各教科等の学びにおいても子供が自ら学習方法を選択する学習が町内全ての学校において実現している。ただし、取り組み状況の差は学校間や教師間においては見られる。	○	・引き続き、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の推進を図る。	
			①-2	●ICT化の進展など社会変化に対応した更なる学習環境づくりを推進する。	◎	・令和7年度にJAET（日本教育工学協会）の情報化先進地域にも町教育委員会として認定された。また、学校での活用でもタブレット端末を文房具のように扱い学びに活用することができている。 ・学習環境においては、国算算数理英等において学習者用デジタル教科書、学習者用デジタル教科書などを整備活用が進んでいる。	◎	・現在、整備されている学習環境を最大限活かすとともに、3Dプリンタ、生成AIといった最新のテクノロジーも加味して拡大を図る。	
			①-3	●小中学校が目標を共有し、教職員が一体となって、義務教育9年間の連続性のある指導を行うことで、児童生徒の社会を生き抜く確かな学力と社会性を育成する教育を推進する。	○	・町内統一の小中一貫カリキュラムの作成が進み、試行している。9年間の学びを連続するためのカリキュラムを小中の現場の教員が作成することで現実性の高いものが仕上がっている。ただし、試行実施における意識等については必ずしも明確な共通理解が十分には図られていない。	○	・小中施設一体型である椎田中学校区小中一貫校開校に合わせ継続、八津田小学校、築城中学校区についても施設分離型として継続する。	
		② 心と体の健康を育む教育・体験学習の推進	②-1	●地域資源を生かした校外での体験学習などにより、町への愛郷心を育むふるさと教育の充実を図ります。	○	・町全体でSTEAM教育を推進している。実社会・未来社会へつながる実践となることを推進の視点の一つとしており、町の現状把握から始まり、地域資源を町づくりにどのように生かすかという視点で学んでいる。ただし、県教委の指定を受けて、研究している中学校区とそうではない校区では差が見られる。 ・各小学校を対象とした出前講座を開催することで町への愛着心を育むことができていると考える。	○	・STEAM教育を基盤として地域資源を生かしたり、社会とつながる学習を推進する。 ・引き続き町への関心を広めていけるよう勧めめていく。	
			②-2	●共生社会ホストタウンである町の特色を生かし、パラスポーツ体験などを取り入れた教育を推進する。	◎	・心のバリアフリー教室（ブラサカ：小4、車いすバスケット実施：椎中3年、築中1年）を開催し、障がい者から話を伺ったり、障がい者体験をすることで情操教育に取り組めた。 ・令和6年度よりスポーツ協会にパラスポーツ部を設立し町民向けにポッチャ大会などを実施している。	○	・「心のバリアフリー教室」は児童・生徒一人一人の心に働きかけていく事ができる。	
			②-3	●食育の推進により、正しい食習慣を学ぶことで子どもの心身の成長を育む教育を進めます。	◎	・母子手帳交付や乳幼児健診等でライフコースアプローチの視点で保健指導を実施している。 ・自校式給食、米飯給食、地産地消を推進、実施している。また、小学校の総合的な学習の時間において、循環事業に関わる学習も実施されている。	○	・引き続き、ライフコースアプローチの視点に基づき、保健指導を実施する。 ・今後も引き続き、自校式給食、米飯給食、地産地消を推進する。	
			②-4	●さまざまな悩みを抱える児童生徒やその家族を支援するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談体制の充実を図ります。	◎	・中学校区単位でスクールカウンセラーを配置し、様々な悩みを抱える児童生徒に対し、助言、援助を行っている。 児童生徒やその家族が抱える課題解決のため、スクールソーシャルワーカーを配置している。	○	・今後も引き続き、教育委員会、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が情報を共有するなど、より一層の連携を図る。	
			②-5	●特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援学級による個々の子どもに応じた適切な学習支援を行います。	◎	・特別支援教育総合会議を年2回実施し、各校の推進計画、実施状況を交流するとともに、あおぞら教室支援員の指導を受けている。 ・発達、支援に関わる相談を随時、受け付け専門機関や学校と連携して子どもに応じた支援ができるようにしている。	○	・今後も引き続き、特別な支援を必要とする児童生徒を支援する。	
		③ 学校・地域・家庭が連携した教育の推進	③-1	●コミュニティ・スクールの取組を支援し、地域学校協働活動との連携・協働による一体的推進を図ります。	○	・すべての学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に対しコミュニティ・スクール推進事業補助金を交付し、「地域とともにある学校づくり」を支援した。 ・全小中学校区において地域学校協働活動推進員を委嘱しており、地域人材による各学校への授業支援のほか、全町での登下校見守り活動、校区を超えた清掃活動等、様々な取組を行っている。	○	・今後も引き続き、「地域とともにある学校づくり」を支援する。 ・地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援活動等は子どもたちの健全育成、教師の働き方改革及び地域住民の生きがいや大人どうしの繋がりに資するため、今後も継続して事業推進していくこと。	
		④ 学校環境の整備	④-1	●児童生徒が安心・安全に学習できるよう、老朽化した学校施設の整備を進めます。	○	・耐震不足の八津田小学校建設完了。 ・椎田中学校については、令和9年度開校に向けて建設中。	○	・椎田地区については、令和9年4月の小中一貫校開校に向け、準備を進める。 ・今後も社会情勢に合わせて変化する町民ニーズに対応した施設整備を行う。	
			④-2	●今後の町の人口減少・少子化の動向を見据えた学校環境整備について検討する。	△	・築上町教育大綱、築上町立小中学校再編統合実施計画、築上町学校施設長寿命化計画等に基づき、令和9年度に椎田小学校、葛城小学校、西角田小学校、小原小学校を1校に再編統合する。	○	・椎田地区については、令和9年4月の小中一貫校開校に向け、準備を進める。 ・今後も、効果的、効率的な施設整備を進めていく。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
4 ころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり	2 歴史・文化	① 文化財の保存・継承	①-1	●国指定文化財である本庄の大楠や船迫窯跡、旧蔵内邸などの町の文化財を適切に保護・保存するほか、デジタルアーカイブに記録・保存し、町の歴史・文化を発信する手段として活用する。	○	・船迫窯跡と旧蔵内邸については、文化財保護法に基づく、それぞれの活用計画に基づき、保存整備・活用を実施している。 ・本庄の大楠については年1回の消毒を行い、今年度は周囲の支障木の剪定を行った。 ・ホームページを積極的に活用し、それぞれの文化財に関する情報提供に努めた。	◎	・今後も町の文化財を適切に保存活用していく。	
			①-2	●民俗芸能団体による伝統文化の伝承活動を支援するとともに、広報を通じて住民に周知する。	◎	・福岡県豊前神楽保存連合会の事務局を務め、国庫補助事業および県費補助事業による神楽用具の修理新調事業を実施し、町内神楽保存団体の活動を助成した。 ・神楽団体や楽打ち保存会など無形民俗文化財保持団体に適切な補助金を交付し、活動を支援した。	◎	・今後も民俗芸能団体による伝統文化の伝承活動を支援するとともに、広報を通じて住民に周知する業務を続けていく。 ・神楽が令和10年にユネスコの世界遺産に登録されることに向けて、神楽を積極的に盛り上げる取り組みを行う。	・神楽の世界遺産登録に向けた機運醸成は生涯学習課のみでなく、まちづくり振興課など町の主要部局と連携した取組が必要。
			①-3	●船迫窯跡の計画的な保存活用を図るため、「船迫窯跡保存活用計画」の策定に取り組みます。	◎	・「船迫窯跡保存活用計画」は令和5年度に策定済。 ・令和6年度に「船迫窯跡保存活用計画」を文化庁に提出し、文化財保護法に基づく法定計画の認定を受けた。 ・令和7年度は「船迫窯跡整備基本計画」を策定中、令和8年度は「船迫窯跡整備基本設計書」を策定	○	・令和7年度に策定した「船迫窯跡整備基本計画」に基づき、令和8年度は「船迫窯跡整備基本設計書」を策定し、継続的に保存修理と活用促進を進めていきたい。	
			①-4	●地域総がかりによる文化財の保存活用の促進や継続性・一貫性のある文化財行政を推進するため、「文化財保存活用地域計画」の策定に取り組みます。	×	・まだ着手していない。	○	・現在他の市町村の動向を精査中。計画を立てることのメリット・デメリットを検証していきたい。	
			①-5	●赤幡条里などの重要遺跡や、旧蔵内邸周辺などの重要景観の保全に取り組みます。	△	・赤幡条里については未着手。 ・旧蔵内邸周辺の景観保全については、電柱の地中化等を含め検討中だが、進行していない。	○	・文化財を取り囲む景観保全については継続的に検討していきたい。	
		② 文化財や歴史資源を活用した学習機会、交流活動の充実	②-1	●「中津街道保存活用計画」に基づき、中津街道椎田宿ほか旧街道を周知するための環境整備を進め、情報を発信する。	○	・主要なサインは設置済（防衛施設局調整交付金事業） ・湊の町並みなどに小規模サイン（民地活用）を検討中。	○	・中津街道に関する情報発信については、サイン整備のみならず、中津街道ウォーキングなどソフト面についても継続的に検討し、実施していきたい。	
			②-2	●文化財を説明するサインの新設や更新を進めます。	◎	・文化財に関する主要なサインは設置済（49か所）	○	・令和6年度までに49か所新規整備したが、まだ完全とはいえ、今後も必要に応じ取り組んでいきたい。	
			②-3	●旧蔵内邸や船迫窯跡公園での展示会やイベントなどの実施により、町の文化財・歴史文化に関して、学校教育・生涯学習での学びの機会を提供するとともに理解促進を図ります。	◎	・歴史文化遺産活用推進基金を活用し、旧蔵内邸や船迫窯跡公園で音楽会や茶会、展覧会などの各種催しを開催した。	○	・今後も旧蔵内邸や船迫窯跡公園での展示会やイベントなどの実施により、町の文化財・歴史文化に関して、学校教育・生涯学習での学びの機会を提供するとともに理解促進を図ってきたい。	
			②-4	●神楽・民俗芸能祭や町外での神楽公演などの運営を支援し、伝統文化の継承と交流活動の充実を図ります。	○	・隔年で神楽民族芸能祭を開催してきた。 ・文化庁の補助事業を活用して、神楽用具の修理新調を行い、イベント開催の一助とした。	△	・神楽民俗芸能祭の終了に伴い、町単独での公演の運営支援は終了する。京築地域全体の自治体で連携して年1回程度の公演を実施していく予定。 ・今後も神楽・民俗芸能祭や町外での神楽公演などの運営を支援し、伝統文化の継承と交流活動の充実を図ってきたい。	・生涯学習課のみでなく、まちづくり振興課など町の主要部局と連携した取組が必要。
			②-5	●旧竹内邸(古民家食庵「伝法寺庄」)の後継者を育成し、さらにウィズコロナを見据えた営業戦略・観光戦略を立てていきます。	◎	・令和6年9月から営業を再開し、令和7年12月にはリニューアル1周年を記念した「古民家音楽会」を開催し、好評だった。	◎	・旧竹内邸(古民家食庵「伝法寺庄」)の後継者を育成し、建物を活用した様々な催しを企画立案していきたい。	
		③ 芸術文化の充実	③-1	●住民や文化団体の芸術文化活動への支援や発表の機会の充実を図ることで、地域の芸術文化力の向上に取り組みます。	○	町民文化祭をコマーレ、中央公民館、ソビアの3会場にて、ステージ、展示の2部門を実施している。	○	・住民の様々な文化活動の成果を発表する場を提供することにより、住民の文化活動への参加意欲を喚起し、住民の文化活動の発展に寄与するため、今後も継続して実施することが望ましいと考える。	
			③-2	●住民がさまざまなジャンルの芸術文化にふれ、体験、鑑賞できる機会を提供するため、公共施設でのイベント実施や文化活動に関する情報発信を推進する。	○	・オクーンコンサート、ミニコンサートをコマーレやソビア等公共施設を活用し、実施している。 ・隔年で神楽民族芸能祭を開催してきた。 ・広報紙、HP、インスタグラムで情報発信した。	△	・神楽民俗芸能祭の終了に伴い、町単独での公演の運営支援は終了する。京築地域全体の自治体で連携して年1回程度の公演を実施していく予定。 ・芸術に触れる機会をつくる本格的なクラシックコンサートや気軽に参加できるコンサート等を今後も行うことで、住民の芸術・文化意識を高め、豊かな生活環境の確保や文化振興を図ってきたい。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
4 ころ豊かに一人ひとりの誇りを育むまちづくり	3 生涯学習・スポーツ	① 生涯学習の振興	①-1	●築上きづきの杜(旧町民大学)における幅広い住民への学習機会を提供するため、休日などでの講座実施の拡大など新たな参加者が利用しやすい環境づくりを進めます。	△	・男の手料理教室を土曜日を実施しているが、その他の講座は平日開催となっており、現状、十分な成果は挙げられていない。	○	・幅広い住民への学習機会提供のため、講座内容、開催時期等更なる改善の余地あり。	
			①-3	●定期講座である築上きづきの杜とは形態を変えた単独での講座を開催し、学習機会の充実を図ります。	○	・短期講座として、ミニ四駆工作、蚕とシルク、ガーデンセルフ工作教室等を日曜日開催にて実施している。	○	・今後も定期講座のほかに短期講座を開催することで、住民の多様なニーズに応えることが望ましいと考える。	
		② スポーツの振興	②-1	●幅広い住民のスポーツ参加を促進するため、各種スポーツ団体への助成及び支援によりスポーツ活動への参加機会を拡大する。	○	・スポーツ協会、少年スポーツ振興協議会、武道連盟、陸上競技協会、ゲートボール協会へ補助金を交付している。 ・補助金交付以外の優遇措置(利用料減免または免除など)	○	・全体的に活動クラブ及び参加者の減少している。 ・少年スポーツ事業は継続するが、団体のありかたについて検討する必要がある。(少ないこどもの取り合い?)	
			②-2	●共生社会の実現を目指して、多様性の理解を深めるためのパラスポーツの体験教室を実施する。	◎	・心のバリアフリー教室(ブラサカ:小4、車いすバスケット実施:椎中3年、築中1年)を開催し、障がい者から話を伺ったり、障がい者体験をすることで情操教育に取り組めた。 ・令和6年度よりスポーツ協会にパラスポーツ部を設立し町民向けにポッチャ大会などを実施している。	○	・急速な施設のバリアフリー化は資金を含め難しいが、「心のバリアフリー教室」は児童・生徒一人一人の心に働きかけていく事ができる。	
			②-3	●海洋センターを活用した教室を継続し、マリンスポーツの普及を図ります。	○	・マリンスポーツ体験事業は実施できたが、海洋クラブ事業はできていない(平日開催による指導員確保)。 ・小学校に外向き「水辺の安全教室」を開催し、水の危険性や着衣泳を体験し正しい知識の普及に務めた。 ・一般及び障がい者向けマリ体験教室を行った。	△	・夏休み時期などの安全確保のため、「水辺の安全教室」は継続していきたい。 ・海洋クラブ事業は継続は事業廃止を含めて検討する。	
		③ 図書館の充実	③-1	●電子図書の導入など、新しい生活様式に対応した図書館運営の充実を図ります。	○	○図書館移転に伴い閉館期間中及び利便性の向上のために、令和7年7月1日に電子図書をスタートした。スタートから7ヶ月で387コンテンツを準備し490回の利用があるものの、限られた利用者となっている。 ○移転と同時に、2階のサイレントルームについて座席予約システムを導入したものの、想定より利用が少ない。	◎	・新しい生活様式に対応した電子図書館棟を含む資料の充実とインターネットやSNSを活用した情報発信の充実を図る。	
	③-2		●「知」の拠点とした集いの場、魅力ある図書館づくりを推進する。	◎	・令和7年11月22日に移転オープンし、連日多くの利用者が来館。開館2か月で来館者数5万人を超えている。	◎	・「知」の拠点としてさらにコミュニティの継続及び創造の場としての図書館機能の充実を図る。	・直営で運営していることから各課と連携協力を行い、コストを抑えつつイベント等を実施していきたい。 ・利用者のアクセスについては、コストを伴うこともあり当課だけで解決できる問題ではなく、町全体で検討していく必要がある。	
	4 青少年の健全育成	① 青少年の健全育成	①-1	●青少年の育成に携わる指導者の育成に努め、地域活動やスポーツ活動などを通して、ジュニアリーダーの育成や子どもと地域の関わりを充実させるなど、地域に根差した青少年の健全育成に取り組めます。	○	・子ども会事業支援、子どもフェスティバルお化け屋敷運営、築城子どもまつりバルーンアート教室運営等、積極的に活動を行っている。 ・地域を舞台に活躍する次世代のリーダーとなれるよう各種ジュニアリーダー研修会(町、京築、県、九州地区)にも各自参加をしている。	○	・子どもと大人の間立ち、子どもたちのサポートをすること、また、自らの問題解決及び目標達成能力等を養うことを目的としており、今後も継続して事業推進していくことが望ましいと考える。	
			①-2	●町子ども会育成会への支援を行うことで、単位子ども会の活動を支援し、子どもの健全育成を進めます。	○	・アジャタ大会、カルタ大会、マラソン大会や親子バルーンアート教室のほか、インリーダー研修会など宿泊研修も積極的に実施しており、単位子ども会の活動推進に資する事業に取り組んでいる。	○	・地域社会における子ども会の健全な育成を図ることを目的としており、子ども会育成会として各種取組を行うことで単位子ども会、ひいては子どもたちの健全な育成に資する活動を行っているため、今後も継続して事業推進していくことが望ましいと考える。	
			①-3	●地域学校協働活動により、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働することで子どもたちの社会を生き抜く力を育み、地域の将来を担う人材の育成を図ります。	○	・全小中学校区において地域学校協働活動推進員を委嘱しており、地域人材による各学校への授業支援のほか、全町での登下校見守り活動、校区を超えた清掃活動等、様々な取組を行っている。	○	・地域人材の協力による学校支援活動や放課後等における学習支援活動等を行うことで子どもたちの健全育成、教師の働き方改革及び地域住民の生きがいや大人どうしの繋がりがりづくりにも資することを目的としており、今後も継続して事業推進していくことが望ましいと考える。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
5 活力とに ぎわいのあ るまちづく り	1 都市基 盤整備	① 道路交通ネット ワークの維持・充実	①-1	●町内の国県道につながる幹線道路や住民の暮らしに密着した生活道路などの計画的な整備と適正な維持管理を進めます。	○	・県道と国道を結ぶ、下別府船迫線及び東八田宇留津線外2線の道路改良を継続実施中である。	○	・道路施設の老朽化による維持管理費用がますます増加するため、新規道路計画から長寿命化に多くの予算が必要と思われる。	・左記のように新規の道路拡幅よりも、既存の道路舗装補修等の維持管理費用の増加を考慮する必要があると思われる。
		② 公共交通機関の利 便性向上	②-1	●公共交通機関の連携などによる総合的な交通体系の強化を図り、利便性向上に向けた取組を推進する。	○	・コミュニティバス、乗合タクシーを運行中、民間事業者が運行する路線バスに対して補助金を交付し、運行継続のための財政敵支援を行った ・椎田駅前広場を整備済み（ロータリー及び駅利用者送迎用駐車場）	○	・利用実態や地域特性を踏まえた路線・ダイヤの見直しを行い、限られた運行資源を有効に活用した効率的で持続可能な運行体制の構築を検討し、利便性向上に取り組む予定。 ・JRと公共交通との連携や各個人の自家用車利用時の利便性の向上による交通体系の強化を図る。	
			②-2	●町コミュニティバスを含むバス交通など、既存の公共交通ネットワークを維持するとともに、新たなデマンド型交通手段(バス・タクシー)の運行を検討する。	◎	・令和4年度から利用者が少なかったコミュニティバス真如寺線と極楽寺線を廃止し、乗合タクシーに変更した。 ・コミュニティバスの全線が乗り換えなしでルミエール、築上町役場に行けるようにダイヤを改正を行う等、運行効率化の取り組みを行った。	◎	・コミュニティバスなど既存の公共交通ネットワークの維持に努めるとともに、利用実態や地域ニーズを踏まえ、デマンド交通の導入を検討し、持続可能で利便性の高い交通体系の構築を図ります。	
			②-3	●公共交通の重要性について、住民に対する啓発活動に取り組み、住民の積極的な利用を促進することで地域公共交通を維持する。	△	・時刻表を全戸配布し、住民の利用促進の取り組みを行った。	○	・時刻表の全戸配布など、利用促進に取り組む。	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考		
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)				
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方			
5 活力とに ぎわいのあ るまちづく り	2 農林水 産業	① 農林水産業の担い 手確保・就業支援	①-1	●新規就業者などの人材を確保・育成するため、技術取得や資金面の支援を進めます。	○	・築上町の新規就業者3名に対し、国の補助事業を活用し年間1人あたり150万円の補助金を交付した。 ・3名の交付者のうち令和6年度に1名、令和7年度に1名の新規就業者が就農しており、近隣市町村と比較しても遜色ない実績であると思われる。	○	・国の補助金を活用して新規就業者への補助金を交付を継続していくべきであると考え。 ・今後の築上町の農業の発展を考えるならば補助金ありきではなく、補助金の交付がなくても築上町の農業を担っていける新規就業者を確保するよう支援を進めていきたい。			
			①-2	●農業、漁業、林業を兼業するなど、多様な働き方のできる新たな就業モデルを提案し、担い手を育成する。	△	他業種の交流会を行い、各業種間の交流を深め、それぞれがもつ問題点などを共有した。	△	一次産業での新規就業モデルを考えるのではなく、農業分野でいえば人手不足などであれば農福連携を推進していくことで、築上町の農業の新たな形を推進していきたい。		農福連携を推進するにあたり、保健福祉課との連携をさらに深め共同で事業を推進する体制を構築していきたい。	
		② 収益性・生産性の高い生産基盤の整備	②-1	●集落営農組織や認定農業者を中心に、増加している荒廃農地、空き農地の集約・活用を進めます。	○	・地域計画の策定をとおして、地域の現状把握及び10年後の農地の在り方などを地域で話し合いを行い、農地の集積集約を進めている。 ・町・県・JAで構成される築上町農業振興連絡協議会を通して築上町の農業のありかたを協議し、認定農業者と集落営農組織との交流会を開催し、相互交流を深めた。	○	・国、県の補助事業を活用し築上町の農業者に対し農業機械導入の補助を行った。 ・令和7年度の実績としては8件の機械導入支援を行った。	○	・機材導入については今後も国、県の補助事業を活用し農業者へ補助を行ってきたい。 ・国、県の補助に該当しない地域の担い手の方もいるため、その方への支援を考えていく必要がある。(採択条件見直しの国・県への要望)	
			②-2	●スマート農業の導入へ向けた支援を進め、作業の効率化・省力化による生産性の高い農業を推進する。	○	・農業インフラの整備については、現在2地区において基盤整備事業が進められている。 ・林道については、国見山線開設事業実施により、集約化による森林施業の効率化、高機能林道機械導入による生産コストの低減を図ることができ、森林資源の有効活用が実現できる。全線開通に向け、事業推進中である。 ・漁業施設については、八津田漁港の照明施設のLED化や係船環の更新を行い、利便性の向上を図った。	○	・農業インフラは、地元からの要望により現在2地区の基盤整備事業が進められているが、今後も4地区から基盤整備の要望が上がっているため、地元との協議を含め丁寧に事業を進めていく必要がある。 ・林道国見山線については、令和10年ごろには開通できる予定であり、事業完了の見込みがある。 ・漁業施設については、財政状況を考慮すると施設の統廃合も含めた見直しが必要ではないかと思うが、漁業者の理解を得ることや第1次産業を推進している築上町としては難しいと判断する。			
			②-3	●農道や林道、漁業施設などのインフラ整備を推進し、持続可能な生産基盤を確保する。	○	・鳥獣被害対策実施隊等(特別職非常勤公務員)による捕獲活動により、イノシシ477頭、シカ709頭の捕獲を行い、農産物の被害低減に寄与することが出来た。 ・引き続き、鳥獣による農産物被害が多い地域からの要望により重点的に捕獲を実施するなど実施隊と連携し取組みを行っていく。	○	・引き続き、町の特産品のブランドイメージ向上の機会があれば関係課と情報共有しつつPRを図る。			
			②-4	●農産物などを鳥獣被害から守るため、被害状況をふまえた対策を講じます。	○	・ホテルインターコンチネンタル東京ベイのレストランの食材として、小山田の液肥栽培米の清酒、龍城院のヤーコン、伝法寺のクワイモ及びイタリアン野菜を紹介し、関東圏への出荷増に繋げた。 ・町は特に支援していないが、クワイモの加工販売会社が機能性成分表示を取得した。	○	・施設及び車両の修繕・更新と併せて、今後の方針の練り直しが急務。			
			②-5	●町の特産品であるクワイモ・ヤーコンなどについて、健康志向のトレンドにあわせたブランドイメージを高めるため、産学官と連携し、機能性成分表示などによる付加価値向上を図ることで販売促進につなげます。	○	・年間製造量約13,000tを農業利用し、新たに本庄地区の液肥散布を本格化し、夏場の水不足時の試験的な流し込みの申込にも対応した。 ・西八田地区の二期作に対する試験的な流し込みの申込にも対応し、農家からの要望に応じて配車可能な限り柔軟な対応をした。	○	・水産多面的機能発揮交付金事業の取り組みを支援し、アサリの稚貝定着促進に向けた海底の耕うんによる「干潟の保全」や生息環境の改善として海岸清掃による「漂流物の除去」の取り組みを実施。			
			②-6	●農業者の生産コストを削減するため、液肥の散布地の拡大を図ります。	○	・水産多面的機能発揮交付金事業の取り組みを支援し、アサリの稚貝定着促進に向けた海底の耕うんによる「干潟の保全」や生息環境の改善として海岸清掃による「漂流物の除去」の取り組みを実施。	△	・水産業については、漁獲量が減少傾向にある中で、減少原因について、夏場の高水温によるへい死やえさとなる植物プランクトンが増えるための窒素・リンなどの栄養塩の減少が一因ともされており、豊前海沿市の市町と横断的に「全窒素排水基準値上限での能動的運転」の取組みを行う			
			②-7	●漁場環境の保全と漁業資源量の確保のため、研究費や経費の補助などを行い、水産業の振興を図ります。	△						

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
			②-8	●森林の有する機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源を有効に活用できるよう、間伐などの森林整備を図ります。	○	・福岡県森林環境税を活用した荒廃森林整備事業を継続的に実施しており、R6年度は49haの強度間伐を実施し、荒廃した森林の整備を実施した。 ・町有林については、平成24年から毎年10ha程度の搬出間伐とそれに伴う作業路開設を実施しており、間伐率が100%に近い状況となった。	○	・福岡県内では平成30年度から令和9年度の10年間で約1万haの森林の荒廃が進むことが懸念されている中で、森林面積7,218haを有する本町においても、引き続き福岡県森林環境税等を活用した強度間伐等の森林整備に取	
5 活力とにぎわいのあるまちづくり	3 商工業	① 企業誘致の推進	①-1	●遊休公有地の活用を含めた誘致に必要な適地を検討し、企業誘致を拡大する。	○	・町内全域における企業立地の候補地を調査するため「築上町工業用適地スクリーニング調査」を実施した。本調査により、工業団地整備における開発候補地選定のための基礎資料を作成することができた。	○	・関連する計画を確認し、工業用地創出に関連する事項や位置付け、制限などを整理し調査結果については、報告書として取りまとめを行い、具体的な活用計画を策定していく。	
		② 起業、企業への支援	②-1	●空き店舗や町有施設を活用し、小規模事業者やコワーキングスペースを誘致するなど、働き方の多様化をとらえた企業誘致や起業支援に取り組めます。	△	・働く場所と時間（移動）の制約を問わないテレワーク支援事業の検討を行った。	○	・デジタル人材の育成を行うことで、育児や介護と仕事の両立を支える在宅就労の環境の創出を図り、人材の受け皿となるデジタル関連企業の進出を促進したいと考えている。	
			②-2	●商工会と連携し、町内の既存企業の事業承継や技術革新が進むよう、経営指導などの相談支援を推進する。	○	・伴奏型小規模事業者支援推進事業を活用し、町内事業者に対し、新たな需要の開拓への取り組みや経営指導を実施した。 ・事業承継における相談支援についても事業計画策定支援の中で、個別相談会を開催し相談支援を行った。	○	・支援機関である商工会と連携・協力し支援制度の充実を図るとともに、その制度が十分に機能し成果を挙げられるよう取り組みを行っていく。 ・各種制度の周知については、町ホームページや窓口での配架等を通じて周知及び利用促進に努める。	
		③ 地域住民の買い物支援	③-1	●買い物が不便な地域にいる高齢者などへの買い物支援として、民間事業者と連携し、移動販売事業を推進する。	◎	・メタセの杜が実施している移動販売事業の経費を一部補助し、事業の継続を支援した。 ・生活支援ボランティアや、築上町シルバー人材センターが実施する「わくわく生活向上サロン事業」により、買い物に不便な思いをしている高齢者の支援を行った。	○	・引き続き、移動販売事業の財政的支援を行う。 ・生活支援ボランティアや、築上町シルバー人材センターが実施する「わくわく生活向上サロン事業」を通じて、買い物に困難を抱える高齢者の方々へ生活支援を推進する。	
			③-2	●空き店舗の増加が進む駅前商店街などの活性化を図るため、商工会との連携を強化し、空き店舗の利活用やイベント開催の支援を行います。	○	・「創業支援・空き家等活用事業費補助金」を今年度(R7)から開始を行っており、町内で散見される空き店舗の有効活用を図り、本町での創業を促進することで、駅前商店街の活性化に向けた取り組みを行った。	○	・R7年度より実施した「創業支援・空き家等活用事業費補助金」を継続し、空き店舗の利活用を促進し、商店街の活性化を図りたいと考えている。	
5 活力とにぎわいのあるまちづくり	4 観光	① 観光情報の発信	①-1	●町の観光の魅力を効果的に発信するため、観光パンフレットを充実させるほか、地域おこし協力隊と連携したPR活動を推進する。	○	・観光ガイドブックを作成。観光施設等に設置のほか、イベントで配布した。内容を更新しながら増刷と英語版も作成した。 ・地域おこし協力隊が体験した築上町の魅力を協力隊新聞「とう」やインスタグラムで発信した。	△	・地域おこし協力隊が終了。 ・情報発信の進捗をはかるための指標を示す。	
			①-2	●住民などと協力し、町内の観光の魅力の掘り起こしを進めるとともに、住民などのSNS*による情報発信を活用し、PR活動を拡大する。	△	・観光施設等に3Dアートを設置。訪れた住民や観光客による発信が行われたが、住民等との掘り起こしはできていない。 ・インスタグラムによる地域の魅力を発信している。フォロワーによるフォローも増えている。	○	・引き続き住民等と協力し、町内の観光の魅力掘り起こしやPR活動を行います。	
			①-3	●神楽公演など、イベントを通じて、町外に町の観光の魅力を発信する。	○	・継続して様々なイベント・観光情報を発信する。	○	・引き続きイベントを通じて、町の観光の魅力発信を行います。	
		② 観光メニューの開発、観光ルートの整備	②-1	●キャンプ場の活用や自然を散策するフットバス、農業体験など、地域資源を生かした体験型観光の開発を推進する。	△	・キャンプ場の利用期間を通年にしてキャンプ場利用増を図った。 ・体験型観光の開発には至っていない。	○	・既存資源を活用しながら、体験型観光等滞在型観光に取り組めます。	
			②-2	●町の歴史・文化・食・農林水産業などストーリー性のある観光ブランディングを推進し、観光客の長時間滞在と消費行動の促進に向かわせる魅力ある観光地づくりに取り組みます。	×	・観光事業については、観光協会事業に協力している。 ・長期滞在と消費行動の促進に向かわせる観光地づくりに至っていない。	○	・既存資源を活用しながら、体験型観光等滞在型観光に取り組めます。(同上)	
		②-3	●周辺市町村との広域連携による観光ルートを開発し、観光情報の発信を進めることで広域における滞在型観光を推進する。	△	・新たな観光地づくり6エリアの観光コンテンツの育成と付加価値向上へ向けた取り組みとして、バスツアー造成に意欲がある旅行会社の協力を得てテストツアーを実施する。	○	・周辺市町村との広域連携による観光ルートの開発を進めます。		

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
6 健全な行政経営を目指すまち	1 自治体運営の健全化	① 財政運営の健全化	①-1	●財政の健全化に向け、中長期的な視点に立った行財政改革の実施による財政運営を進めます。	○	・令和5年度に中期財政計画を策定し、令和6年度には補助金のガイドラインを策定し、補助金の見直し等歳出削減に着手した。 ・事業評価の実施や枠予算の導入等により歳出予算の見直しや削減に取り組んでいる。	○	・令和8年度に中期財政計画の見直しを行い、安定した財政運営を目指す。 ・町債残高の増加が確実なため、公債費の増加の抑制と人口減等に伴う交付税の減に対応した予算への転換を図る。	
			①-2	●町の自主財源の確保・拡大を図るため、使用料や補助金などの見直しの検討や町有財産の処分・売却を進めます。	△	・使用料及び手数料見直し方針を策定し、公共施設を所管する課が使用料の見直しに関する条例を令和7年第3回議会定例会に上程した。一部は可決されたものの多くの改正条例が継続審査となり、第4回議会定例会も進展なく継続審査となったままであり、使用料の見直しが進んでいない。	○	・自主財源の確保について、ふるさと納税に偏っているが、国庫補助や県費補助等の対象になるように事業の見直しを行う。 ・これまで申請ができていなかった補助金等の調査等を強	
			①-3	●地方創生に関する取組をはじめとした事業実施にあたって、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)やふるさと応援寄附金(ふるさと納税)の制度を活用する。	△	・中間支援事業者との連携によりR5年度から寄附受け入れを開始した。 ・R6年度にはマッチング会を経て大手企業との具体的な協議に至ったが、受け入れ体制の不備により成約しなかった。 ・R7年度はトップセールスや庁内研修による体制強化を計画したものの、マンパワー不足により実施できず、機会損失が生じている。	◎	・現状のマンパワーでは、個別の企業訪問や計画的なトップセールス、きめ細かなマッチング対応に限界があるため、専門的ノウハウを持つ人材(地域おこし協力隊や外部専門家等)の活用を検討し、職員の負担を軽減しつつ成約率を高める体制を構築する。 ・企画財政課単独の取り組みから脱却し、事業実施課が「自らの事業財源を確保する」意識を持てるよう、予算編成方針と連動させた庁内研修やインセンティブの仕組みを導入する。 ・単に「事業費が足りない」という訴求ではなく、企業のメリット(人材育成、SDGs達成、社員のエンゲージメント向上等)と合致させ、既存事業を企業ニーズに合わせ柔	・企業版ふるさと納税に関することは、2-2生活環境であえて触れる必要はなく、自治体運営系に一本の記載で良い。
			①-4	●公共施設の運営・整備にあたって、指定管理者制度など民間活力の導入を推進する。	○	・町内73施設において指定管理者制度を活用し、町内の団体を中心に公共施設の管理運営を行うことにより、地域コミュニティの維持にも貢献している。	○	・町の財政負担軽減のために民間活力を活用した施設運営・管理は必要であり、今後も直営での運営にこだわらず指定管理者制度の活用を推進していく。	
			①-5	●負担の公平性を保ち、町税の安定した確保に向け、効率的な滞納整理のできる環境整備を図るとともに、キャッシュレス決済の推進など多様な納税方法の導入による収納率の向上を図ります。	○	・滞納整理においてはシステム化による事務効率化が進み、機動的な財産調査・処分を行っている。 ・キャッシュレス決済の拡充(eL-QR対応等)等により、納税者の利便性は飛躍的に向上している。	○	・悪質な滞納案件に対しては滞納処分を適切に執行するなど、厳正な対応を継続することで税負担の公平性を堅持する。デジタルとアナログの両面から、未納の発生抑制と収納率の最大化を目指し、安定的な財源確保に努めます。 ・健全な財政運営の基盤として、公正な税負担と安定した自主財源の確保は、町政における最重要かつ恒久的な課題であるため、次期計画においても取り組みを継続する。	
		② 行政運営の効率化・高度化	②-1	●多様化・複雑化する住民ニーズに対応できる職員を育成するため、職員研修や人事評価の実施による職員の能力開発・向上に努めます。	○	・全体、階層別の研修を毎年実施。職員からのアンケートを参考に、人事秘書課で世情を考慮してテーマを決定している。 ・大野城市にある職員研修センターで開催される研修内容を毎月メールで職員に周知している。 ・その他、民間が実施している研修も職員に周知し、職員から受講の申し込みを受け、受講料等支払いを行っている。 ・研修受講後は報告書の提出を義務付けている。	○	・来年度人材育成基本方針の見直しを実施する予定。それに伴い、研修計画や人事評価マニュアルの見直しを徐々に進めていく必要がある。	
			②-2	●質の高い行政運営を行うために職員が能力を最大限発揮できる環境を整備し、横断的なチーム編成や人員の適正配置など効率的な組織体制の確立を目指す。	○	・人員の適正配置については、毎年職員全員に異動希望調査を実施し、異動の希望先と今までの配属先、経験年数等と考慮して行っている。 ・庁内全体に関係する業務については、プロジェクトチームを編成して対応している。	○	・職員が持っている能力を発揮しやすく、働きやすい環境を整え、適正配置ができるよう手法を模索していきたい。	
			②-3	●国の自治体DX推進の動向にあわせ、情報システムのデジタル化を進めるとともに、マイナンバーカードの取得促進と活用サービスの拡大を図ります。	○	・令和5年のDX推進計画策定に基づき、LoGoフォームを活用した行政手続きのオンライン化(34種類)やキャッシュレス決済の導入を着実に実施している。また、庁内におけるペーパーレス会議やAI活用の試行など、業務効率化に向けた取組も進んでおり、住民利便性の向上と行政運営の高度化に向けた施策が概ね計画通りに進捗している。 ・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、情報システムの標準化対象の20業務について、標準化システムへの移行を進めている。 ・一部のシステムについてはシステム開発業者(ベンダー)の開発遅れにより、移行完了が令和8年度以降にずれ込む。	◎	・「行かない・書かない」窓口の実現とデジタルデバインド対策の両立を推進し、LoGoフォーム等を活用したオンライン申請の対象手続きを拡大、来庁不要な行政サービスを拡充する。 ・来庁者に対しては、「書かない窓口」システムの導入を検討し、申請負担を軽減する。 ・単なるツールの導入にとどまらず、業務フローそのものを見直すBPR(ビジネス・プロセス・リエンジニアリング)を徹底する。 ・生成AI活用を全国的に展開し、職員が企画立案や住民対	

基本目標	分野	主要な取組方針			計画施策の進捗／成果		次期総合計画に向けた方針		備考
		施策 (番号ごと)	連番	具体的内容 (・(ポツ)ごと)	(◎十分な成果 ○ある程度成果 △未成果・一部実施中 ×検討中・未実施)		(◎拡大、○継続、△見直し、×廃止)		
					進捗評価	評価の理由	方針	判断理由・次期計画に向けた考え方	
			②-4	●行政事務の民間への包括業務委託などを進め、事務の効率化や質の高い行政サービスを推進する。	○	・受付業務や給食、施設の管理、除草作業など、民間委託を実施して事務の効率化を図っている。	○	・民間に委託する業務を拡大させていくべきか、業務を見直すべきか検討が必要である。	
6 健全な行政経営を目指すまち	2 適正な公共施設の活用	① 公共施設マネジメントの推進	①-1	●「築上町公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的な視点に立った計画的な施設の維持管理を進めます。	○	・老朽化した施設の解体、個別施設計画に基づく長寿命化修繕等を実施している。	○	・老朽化施設に対し単なる修繕だけではなく、規模縮小などの「最適化」の視点でも維持管理方法を検討していく。	
			①-2	●将来の人口減少社会における住民ニーズや財政状況を見据えた、施設の統廃合を検討し、施設の総量の適正化を図ります。	○	・築城支所を廃止し、事務機能を本庁舎に統合・集約した。また、旧築城支所は「図書館」としてリノベーションし、住民の学びと交流の場として再生させた。 ・築上町教育委員会が学校の再編統合実施計画を策定し、学校施設の今後の方針を示した。	○	・施設の統廃合により施設の総量抑制を行うとともに、施設の再利用も行うことで有効活用できている。今後も単なる廃止に留まらない施設の再編を推進する。	
6 健全な行政経営を目指すまち	3 広域連携	① 広域行政の推進	①-1	●広域的に取り組むことで効率的、効果的な行政運営が図れるものについては、一部事務組合や各構想などにより連携し、国の支援制度などを積極的に活用しながら、合理的な事業を推進していきます。	○	・デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、北九州都市圏域の構成市町と合同でマルシェ等のプロモーション活動を行った。 ・九州周防灘地域定住自立圏の構成市町で、勤労者福祉サービスセンター（産業課商工課会所管）と中津市立小児救急センター（子育て健康支援課所管）の運営費支援を行った。 ・消防に係る行政運営を京築広域圏消防本部（吉富町、上毛町、豊前市、築上町、みやこ町）で取り組んでおり、住民サービスの向上、組織の高度化・専門化、行財政運営の効率化が図られた。 ①休日急患センターにおいては、医師会と連携し、豊築1市3町で一部負担金を支出。休日・夜間の救急医療を担っている。 ②県保健所が中心となり、郡医師会・歯科医師会、薬剤師会、消防等の関係者で、地域医療の確保や新型インフル等の感染症対策及び発生時の対応等について協議・連携構築の機会となっている。	○	・既存の広域連携を継続しながら、DX推進など改革部会でGIS統合などのデジタル技術を活用した行政サービスの共同化・効率化に向けた検討に取り組む予定。 ・消防に限らず、防災分野においても連携・協力できる体制を整えることにより、人口減少や激甚化する災害に対応した持続可能な消防・防災活動を行うことが可能となる。 ・医療の確保、感染症対策は、引き続き広域連携で対応していく必要がある。	
			①-2	●共通の課題や施策において、全国の関連自治体との連携や情報共有を図り、各種課題解決に向けた事業の推進を図ります。	△	・地方自治体職員と政府機関職員が参加するデジタル庁共創プラットフォームを活用し、共通の課題について取組先行自治体からのアドバイスをを受けたり同じ課題をもつ自治体との情報共有を行うことで事業を進める際の参考とした。 ・周辺自治体での共通の課題に対する取組としては県も含めたそれぞれの分野での情報共有の場が設けられたり、DX分野においては担当部署どうしでの勉強会も行われたりしているが情報共有どまりで連携事業としては実施できていない。	○	職員減少、財源不足などで自治体単独で完結する業務は維持が難しくなることから広域行政の推進は今後さらに必要であるため。	
			①-3	●施設の広域利用、行政サービスの相互運用など新たに広域化できる事業について協議・検討を進めます。	○	北九州都市圏域において、圏域内の市町と合同で圏域のPRを実施した。福岡市内や小倉駅などでマルシェを開催し、特産品をPRした。	○	既存の広域連携を継続しながら、北九州都市圏域のDX改革部会でGIS統合などのデジタル技術を活用した行政サービスの共同化・効率化に向けた検討に取り組む予定。	